令和3年度

南越前町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

今日の我が国における社会問題は、人口減少をはじめ少子高齢化、単身世帯や貧困世帯の増加、虐待やひきこもり、介護の問題などが更に深刻化して、これまでの社会福祉の制度やサービスでは解決できない時代を迎えようとしています。

また、昨年来の新型コロナウイルス感染症の長期にわたる流行により、失業や所得の減少から困窮状態に陥るなど、国民の生活に直接的に影響しています。 更には地域における集いや交流活動の自粛により、少なからず地域活動の不活性化が進んでいることから、人とのつながりや助け合い活動の必要性を再認識することとなりました。今後は、住民一人ひとりが新たな生活様式に取り組みながら、これまで以上に地域の支え合いや絆を再構築していくことが求められています。

国では、地域共生社会の実現に向けて、令和2年6月に社会福祉法の改正が行われ、市町村における包括的支援体制を効果的に整備するための「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行える『重層的支援体制整備事業』への取り組みが可能となります。この包括的支援体制の構築には、社会福祉協議会の地域支援機能を発揮した主導的な役割が期待されているところであります。

本会では、引き続き複合化・複雑化した支援ニーズに対して、属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、社会とのつながりを回復させる「参加支援」、孤立を防ぎ、交流と活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」を実践していきます。

そして、町行政のみならず事業者や企業などとの協働、住民等も参画した多様なサービスを開発することで、地域の支え合い・助け合い活動をより活性化して、高齢者をはじめとするすべての住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで持続できる地域包括ケアシステム構築の一役を担います。

併せて、法人運営事業はもとより介護保険事業や生活支援事業、児童館管理 運営事業等の実施にあたっては、感染症予防の徹底を図りながら、健全かつ安 定した事業所運営に努めるとともに、ご利用者等に満足いただけるサービスの 提供を行います。

ついては、本会の基本理念とする「住民参加のつながりで、共に生き、共に 支え合い、共に幸せを感じることのできる、だれもが安心して笑顔で暮らせる まちづくり」を推進します。

Ⅱ 事業内容

1. 法人運営事業

- (1) 法人運営の体制整備
 - ① 法人の公益性を担保できる経営組織の確立
 - ② 理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の開催
 - ③ 苦情解決第三者委員、苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置と運営及び制度の周知
 - ④ 研修委員会を中心とした職員の資質向上・研修体制の充実
- (2) 自主財源の確保
 - ① 一般会費 [500円]・賛助会費 [2,000円以上]・特別賛助会費 [5,000円以上] の募集
 - ② 介護保険事業の備品等購入を目的とした積立
 - ③ 介護保険事業の安定した運営を目的とした積立
- (3)情報啓発事業
 - ① ホームページ [http://www.shakyo.or.jp/hp/828/] 等による情報提供・公開
- (4) 基金運営事業
 - ① 社会福祉基金へ寄付金の積立
- (5) 地域福祉の計画的推進
 - ① 第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲げる実践活動の推進
- (6) 社会福祉を目的とする事業に関するニーズ調査と連絡調整
 - ① 要援護者等の実情把握
 - ② 民生児童委員協議会等の関係機関、団体との連絡調整
 - ③ 市民活動、社会福祉法人、NPO 法人等との協働活動の検討
 - ④ 社会福祉法人の地域における公益的な活動の推進
- (7) 地域住民福祉活動推進事業
 - ① 小地域見守りネットワークによる声かけ、見守り活動の推進
- (8) 利用援助・生活支援事業
 - ① 福祉車両 [車いす乗降可能車両] 貸出事業の実施
 - ② 介護機器「車いす」貸出事業の実施
 - ③ 県内社会福祉法人連携事業推進協議会への参画による「ふく福くらしサポート事業(生活 困難者総合相談・生活支援事業)」の実施
- (9) その他の事業
 - ① 福祉団体 [老人クラブ連合会、身体障害者連合会、ひまわり会、婦人福祉協議会、赤十字 奉仕団、母子寡婦福祉会]の活動支援
 - ② 県、町などの福祉関係諸行事への参加・協力
 - ③ その他、社会福祉協議会において取り扱うことが適切であると認められる事業

2. 地域福祉事業

- (1) 地域ふれあいサロン事業
 - ① 運動普及事業の実施 [理学療法士等の派遣] (受託事業)

- ② サロン会場の運営支援・協力
- ③ サロン協力員研修会の実施
- ④ 地域福祉教室の実施
- (2) 福祉団体交流事業の開催【新規】
- (3) 配食サービスの実施(受託事業)
- (4) 福祉総合相談事業
 - ① 福祉総合相談窓口の設置
 - ② 無料法律相談事業の実施(受託事業)
- (5) 軽度生活援助事業(受託事業)
- (6) ボランティアセンター活動事業
 - ① ボランティアの相談、登録、斡旋
 - ② ボランティア保険の推進
 - ③ ボランティアセンター運営委員会の開催
 - ④ 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施
 - ⑤ 災害ボランティアセンター連絡会の設立に向けた協議
 - ⑥ 災害時における社協相互支援協定に基づく連絡会議・訓練への参加
- (7) つながりの輪づくり推進事業
 - ① ボランティア情報紙「マイ・ハート」の発行
 - ② ボランティア養成講座の開催
- (8) 地域福祉推進校事業
 - ① 地域福祉推進校の指定
 - ② ボランティアスクールの実施
 - ③ 子どもを中心に地域で取り組む福祉教育推進事業の実施【新規】
 - ④ 福祉教育に結びつけた児童・生徒募金の推進

3. 共同募金事業

- (1) 一般募金助成金事業
 - ① 一人暮らし高齢者等料理教室[男性料理教室を含む]の実施
 - ② 広報紙「きずな」の発行
 - ③ 身体障害者のつどいの実施
 - ④ 一人親家庭のつどいの実施
 - ⑤ 一人親家庭中学卒業者激励事業の実施
 - ⑥ 地域ふれあいサロン助成事業の実施
 - (7) 地域福祉推進校助成事業の実施
- (2) 歳末たすけあい助成金事業
 - ① 在宅介護者リフレッシュ事業の実施
 - ② 一人暮らし高齢者等歳末激励訪問の実施
 - ③ 子ども民生委員活動の実施
 - ④ ひまわり会親子交流会の実施
 - ⑤ 障害者 (児)・NPO法人交流事業の実施

- ⑥ 身体障害者寝具洗濯サービス事業の実施
- ⑦ 地域福祉活動推進事業(公募)の実施
- (3) 緊急災害援護助成金事業
 - ① 緊急災害見舞金の支給
- (4) 共同募金運動への協力
 - ① 赤い羽根共同募金運動の推進協力
 - ② 歳末たすけあい募金運動の推進協力
 - ③ 災害義援金受付窓口の設置

4. 生活支援事業

- (1) 生活福祉資金貸付事業
 - ① 相談窓口の設置及び関係機関との連絡調整
- (2) 福祉サービス利用援助事業
 - ① 日常生活自立支援事業の実施
- (3) 生活支援コーディネート事業(受託事業)
 - ① 生活支援サービスの充実
 - ② 生活支援サービスの担い手の育成
 - ③ 第1層生活支援体制整備事業協議体への参画
 - ④ 第2層生活支援体制整備事業協議体の創設【新規】
 - ⑤ まちづくりセミナーの開催【新規】
 - ⑥ 「お助け便利帳」の運用・更新
- (4) 介護予防のつどい事業 [一般介護予防事業] (受託事業)
 - ① 介護予防のつどい事業の実施

5. 児童館管理運営事業

- (1) 南条児童館管理運営事業(放課後児童クラブ 2単位)(受託事業)
- (2) 今庄児童館管理運営事業(放課後児童クラブ 1単位)(受託事業)
- (3) 湯尾児童館管理運営事業(放課後児童クラブ 1単位)(受託事業)
- (4) 河野児童館管理運営事業 (放課後児童クラブ 1単位) (受託事業)
- (5) 河野子育て支援センター運営事業 (受託事業)
- (6) 民生児童委員・児童館・教育関係機関等と連携した児童の健全育成事業への参加・協力

6. 地域包括支援センター事業

- (1)包括的支援事業の実施(受託事業)
- (2) 指定介護予防支援事業所の運営

7. 居宅介護支援事業

- (1) 今庄居宅介護支援事業所の運営
 - ①介護予防支援業務の実施(受託事業)
 - ②介護予防ケアマネジメント業務の実施(受託事業)

8. ホームヘルプサービス事業

- (1) ホームヘルプサービス事業所の運営
 - ① 訪問型サービスA事業の実施
 - ② 障害福祉サービス事業 (居宅介護・重度訪問介護) の実施

9. デイサービス事業

- (1) 地域密着型今庄デイサービス事業所の運営
- (2) 地域密着型河野デイサービス事業所の運営
- (3) 通所型サービスA事業所の運営